

平成 28 年 度

新庁舎建設に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査 | 16 |

平成 28 年 6 月 13 日 (月曜日)

新庁舎建設に関する特別委員会会議録

平成28年6月13日 月曜日

午後1時00分開議

午後2時33分閉議（実時間81分）

○本日の会議に付した案件

1. 請願第2号・障がい者に対する就労・雇用機会の確保について（第2項）
1. 陳情第4号・新庁舎建設について
1. 陳情第5号・新庁舎建設における千丁支所等の利活用について
1. 陳情第6号・中心市街地活性化に関する陳情について（第1項・第2項）
1. 陳情第9号・鏡支所等の存続と活性化について
1. 陳情第10号・新庁舎建設における鏡支所等の活性化について
1. 陳情第11号・鏡支所の活性化について
1. 陳情第12号・鏡支所の活性化について
1. 陳情第13号・鏡支所の活性化について
1. 陳情第14号・鏡支所の活性化について
1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 前垣信三君
副委員長 幸村香代子君
委員 亀田英雄君
委員 友枝和明君
委員 成松由紀夫君
委員 野崎伸也君
委員 橋本幸一君
委員 橋本隆一君
委員 古嶋津義君
委員 増田一喜君
委員 村上光則君
委員 山本幸廣君

委員 矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者
君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 岩本博文君
財政課長 尾崎行雄君
部局外
議会事務局副主幹兼
議事調査係長 増田智郁君

○記録担当書記 岩崎和平君
松本和美君

（午後1時00分 開会）

○委員長（前垣信三君） 定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設に関する特別委員会を開会いたします。

審査に先立ちまして、5月24日開催の本委員会で資料請求がありました、平成28年熊本地震に係る市民からの意見等に関する資料をお手元に配付をいたしておりますので、後ほど御一読ください。

それでは、本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○請願第2号・障がい者に対する就労・雇用機会の確保について（第2項）

○委員長（前垣信三君） それでは、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に新たに付託となりましたのは、請願1件と陳情9件です。

まず、請願第2号・障がい者に対する就労・雇用機会の確保について（第2項）を議題とい

たします。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読いたさせます。（「委員長、一字、ここ、何か文言の足らぬごたです。2番の市役所新庁舎建までになつとる。設がなかごた」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

（書記朗読）

○委員長（前垣信三君） 本件について御意見等はありませんか。

橋本隆一委員。

○委員（橋本隆一君） 私は紹介議員として名前を連ねさせていただいておりますので、私のほうからもひとつお願いということで。

今回の障がい者福祉事業所協議会というところは、1つの事業所ではなくて、複数の就労継続支援A型事業所並びにB型事業所さんたちが八代市の利用者の方たちの就労の販路、また、賃金の拡充を図るために設置された事業所の団体であります。それで、1つの事業所という考え方ではなくて、多くの方がこういうことを望んでおられるということで御理解をさせていただいて、御賛同いただければと思いますので、よろしく御審議お願いしたいと思います。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それでは、採決をいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 請願第2号・障がい者に対する就労・雇用機会の確保についての第2項目め、市役所新庁舎建設の際、障害者福祉事業所が活用できる常設スペース（喫茶店、販売店等）を設置することについて採決を諮りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手全員。採択とい

たします。

ただいま採択と決しました請願1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過、並びに結果について報告を求めることといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎陳情第4号・新庁舎建設について

○委員長（前垣信三君） 引き続き、陳情第4号・新庁舎建設についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読いたさせます。

（書記朗読）

○委員長（前垣信三君） 朗読が終わりました。本件について、御意見等はありませんか。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 2点出とりますね。2点目については、全然異論なかですが、1点目につきまして、前回の委員会でも申し上げましたように、委員会として方針を示すべきだということで採決をというような話もしたんですが、結局、委員長の配慮ということでしたんですが、ここはある程度、意思を示す場だということで理解しております。

ここには強く、こう、集中型により計画を推進していただきたいというふうに明記してあります。この点について、私はとても異論があります。市民からの陳情ということで、できる限り上げたい、採択という方向が望ましいんじゃないかなと思うわけなんです。これ、幾つか分けて採択できるというやり方もあるわけでしょうが、その方向のやり方を検討願えればというふうに考えます。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 商工会議所の立場からおっしゃられれば、まさにこのとおりなのかなという意思も酌みますし、我々が日ごろ主張しているところが集中型なので、これはぜひ、一議員として採択していただきたいなというふうに思います。

○委員（村上光則君） これ、今、亀田委員が言われたように、分けて審議できるんですか。そういう方法がでくつとですか。

○委員長（前垣信三君） はい、項目ごとに審査をすることは可能ではあります。ただ、例えばの話ですが、1項目だけを採択しますと、2項目めは継続ということにはなりません。その分だけをお含みおきいただきたいと思います。そのあたりを踏まえて御審議がいただければと思います。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） もう少し詳しく事務局のほうから説明いただきたいんですけど。やり方的なところについて。ごめんなさい。

○委員長（前垣信三君） どなたか説明できますか。

増田係長。

○議会事務局副主幹兼議事調査係長（増田智郁君） こんにちは。議会事務局の増田です。

先ほど委員長からおっしゃられましたとおり、複数項目にわたった場合に部分採択という方法がございます。その際に、複数項目あるうちに1つだけを採択して、残りの項目をもうちょっと考えないといけないということで継続審査ということはできません。

なぜかと申しますと、もともと請願・陳情自体は一体のものということで考えますので、そういった取り扱いはできないと。で、その部分採択をする意味も、少しでも住民の願意を採択をしたいということですので、複数項目に分かれている場合はそういった形で部分採決ですね、そういうのはできるということになってお

ります。

以上です。

○委員長（前垣信三君） わかりましたか。（委員野崎伸也君「いまいち。いまいちわからぬ」と呼ぶ）（「プレミアムのときしたろう」と呼ぶ者あり）

○委員（野崎伸也君） 2項目あつとですけれども、1項目めば、例えば採択すると。じゃあ、2項目めは採択しないんだというのはできないっちゃ話。継続はできるってこと。

○委員長（前垣信三君） 継続ができない。（委員野崎伸也君「継続もできないちゅうこと」と呼ぶ）

○議会事務局副主幹兼議事調査係長（増田智郁君） 済みません。ちょっと先ほどの説明で足りない部分を補足させていただきます。

継続はできないという形になりますので、残りの項目は不採択か、採択か、審議未了かというような形になりますので、後の会期に延ばすということができないということでございます。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前垣信三君） ただいまの説明によりますと、1項目め、2項目めを同じ扱いとすることですから、今、分割をしてという御意見もありましたので、分割をする場合、どういう形にするのかということになると思います。そのあたりを含んで御意見があればと思います。

野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 今のことですね、下に記されております1項目め、2項目めについて、分割してからって話で話が進みよつとですけれども、実際にですね、その中味の文面の中にもですね、同じような文言がですね、あるわけなんですよ。そういったところまで、この委員会の中で、いろいろ触ったりとか、そういうこと、変更したりとか、そういうことができるのか。できないのであればですね、それは

もう最初からこの1項についてはどやんか、もう判断せないかんとかなというような思いもあったんですけども。陳情者ですね、皆さんの出された願意というものが、この場でなかなか変えていくっちゃうのは非常に難しいものがあるんじゃないかなとというふうには思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございますか。

今、野崎委員の発言の中で、1項目めも2項目めも同様の扱いをするとすれば、本会で採択、不採択をするのか、もしくは継続審査にするのか、審議未了にするのかという話になるかとは思いますが、このまま2項目を皆さん方が同じ形で審議をしていただくとすると、皆さん方の審議が出尽くした状態で何らかの形の採決はいたさなければならぬと思います。そのあたりを含んだ上で御意見等がありましたら。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 私は、この商工会議所から出ている陳情というのは、この記1、2を含めた中で、1というのは非常に重要な部分の、私は、この会議所の願意を、私は示していると思うんですね。だから、私はこれは切れるものではないという、やっぱりそういう思いでしております、1というのは、当然その辺は評価すべきであると。一体であると思っております。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） 私も橋本委員と同じなんですけれど、この中に願意はあります。この願意を変更するような文言の書きかえて、それら、当然できないと思います。それからすると、1項目めも2項目めも同じところでやっぱり審議して、分割するよりは一括して審議していったほうが良いと私は思います。

○委員長（前垣信三君） 今、複数の委員さんから一括をして審議をしたいということですが、ほかの委員さんたちは。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、いろんな意見出ておりますけども、この陳情の第4号でありますけども、会議所の会頭、松木喜一外3名ということで、これ、陳情についてはですね、私たちはこの文面を見ながらですね、判断をしていかなきゃいけないというふうに考えておるわけですが、一部修正や部分の採択というのですね、なかなかですね、今、自民党さんからそういうような意見が出ておりましたので、私としては、新庁舎は集中型がベストであるというのを私は一番危惧するんですね。

そういうことを考えた中で、私は、商工会議所の会頭あたりとも少しお話した経緯がありますが、本音、お話する中では、この集中型がベストであるという話をですね、余りぼつと出てこなかったんですけども、これが出てきた文面でありますので、私としてはこの問題については継続をさせてほしいというふうに思います。継続審査をお願いしたいと思います。少しは理解をしっかりと受けとめております。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

今、継続という発言がありました。

小会いたします。

（午後1時19分 小会）

（午後1時19分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 初めに申しましたように、なるだけ陳情ということで上げたいという気持ちの中で私の発言をさせていただきました。皆さんもそうしなくてもよいという話であれば、部分採択は取り下げても結構です。

○委員（古嶋津義君） 小会じゃなかったでしょう。

○委員長（前垣信三君） 小会ではないです、本会です。

○委員（古嶋津義君） 私は採択をしてほしいという思いで申し上げます。

まず、先ほどちょっとお話がありましたが、集中型がベストであろうと。私どもの視察等、行きました結果です、やっぱりそれが本来の姿かなというところでもあります。まあ、分散型につきましては、事務局が分散することによって、市民サービスや利便性の低下を招いているということでもあります。これは後でアンケートが出ておりますから、顕著なことだろうと思います。

それから、職員の事務所間の移動にかかる時間的な損失、あるいは各庁舎の維持管理が負担になるということでもあります。今後、分散になれば、鏡とか千丁、建てかえも必要になるということであれば、その辺のところを懸念もいたしますし、また各部間の中の調整、連絡等につきまして、業務が大変非効率であるということでありまして、私はこの願意は賛成をするところでもあります。

以上でございます。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

今、継続審査を求める意見と、採択を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手多数。本件は挙手多数と認め、継続審査とすることに決しました。

◎陳情第5号・新庁舎建設における千丁支所等の利活用について

○委員長（前垣信三君） それでは、次に、陳情第5号・新庁舎建設における千丁支所等の利活用についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読いたさせます。

（書記朗読）

○委員長（前垣信三君） 本件について御意見等はありませんか。

成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 先ほど集中型という文言が入ったものを継続にされてますので、いろいろ議論をこれからする意味では、こちらは分散型という文言が入っておりますから、これも継続で行かれたらどうですかね。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

友枝委員。

○委員（友枝和明君） 私は地元といたしますか、校区の陳情でございますので、採択のほうに賛成したいと思います。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

増田委員。

○委員（増田一喜君） ここを読めばですね、確かに千丁支所に部署がたくさん寄ってきたから活気は出たのかもしれないですけど、行政の機能ちゅうのはそれを目的とするわけじゃなくて、市民全体を見らないけんところだから、だから、各支所は今までもそうですし、ずっと残して、ちゃんと充実して活用していくという方向に行ってますので、これとはちょっと違うじゃないのかなと思いますので、先ほど成松委員も言われましたように継続という形をとっていただければよろしいかなと私は思います。

○委員（亀田英雄君） この陳情に賛成するも

のであります。

先ほども申しましたが、委員会では賛否の意思をあらわしてよかという考え方であります。その考え方を、先ほど申しました中で、この陳情に対しても賛成したいというふうに思いますので、採択をお願いしたいというふうに考えます。

○委員（橋本幸一君） 私はこれまでずっとしていますが、この一極集中とかありますが、結局ワンストップサービスという分野の中では、非常にこれからのこの高齢化社会で考えていかなければならないという、やっぱそれも含めてですね、今回いろんな、この分散したことによって、ちょっと見ていますが、非常に不便を感じておられる。これがこの実態であるということをおもうんですね。

だから、支所は支所機能として、やっぱりちゃんとした企画の分野の中で、基本的にはここでもむんじゃなくて総務委員会でもむとか、やっぱその辺の中で、これからの支所機能はどうやっていくかということ、別次元の段階で私はすべきと思います。

だから、この陳情については、もうちょっとですね、深く掘り下げてみる部分もありますから、私は継続という、まずはですね、で結構かと思えます。

○委員長（前垣信三君） 今、橋本委員から発言がありました。内容としては、請願とおっしゃったんですが、今回陳情です。（委員橋本幸一君「陳情——、ごめんなさい」と呼ぶ）

山本委員。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。

今、藤本さんからということで陳情第5号が出ておりますが、この1行目から下段までの2行目についてですね、合併して均衡あるまちづくりを進めるために既存の施設を十分活用し、市民の安心安全なまちづくりの一助となるよ

う、千丁、鏡支所の活用を切にお願いしたいと。本当に市民の方々というのは、私は切実に思っておられるということは、物すごく歓迎をいたしたいし、この陳情というのはすばらしい陳情だと思います。

私は賛成をいたします。賛成のほうでありますので、委員長よりひとつ進行をしてください。お願いします。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 私も、今、山本委員と亀田委員が言われましたとおり、これまで分散型でやはり論議してきましたので、私は、これは採択していただきたいと思っております。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは、採決いたします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手多数と認め、本件は採択することと決しました。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 先ほど申しましたように、私は集中型がベストであろうというふうに思っているものでございます。

そういう中で、この願意、十分に理解はしませぬものの、どうしても千丁とか鏡とかはですね、やっぱり支所の機能というところで充実をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう意見を持つとりますので、一部留保をさせていただきたいと存じます。少数意見としてですね。

○委員長（前垣信三君） 小会します。

（午後1時30分 小会）

（午後1時30分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

ただいま古嶋委員から少数意見を留保したいとの申し出がありました。留保には1名以上、――。（「留保」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、留保には1名以上の賛成者を必要といたします。

古嶋委員の少数意見留保に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 賛成者1人以上でありますので、古嶋委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書は速やかに委員長を経て議長に提出願います。

ただいま採択と決しました陳情1件につきましては、これを市長に送付の上、その処理の経過、並びに結果について報告を求めることといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎陳情第6号・中心市街地活性化に関する陳情について（第1項・第2項）

○委員長（前垣信三君） 次に、陳情第6号・中心市街地活性化に関する陳情について（第1項・第2項）を議題といたします。

要旨は文書表のとおりであります。念のため書記に朗読をいたさせます。

（書記朗読）

○委員長（前垣信三君） 本件について御意見等はありませんか。

山本委員。

○委員（山本幸廣君） 陳情第6号の中心市街地の活性化についてであります。趣旨をお聞きする中で、賛成の立場で発言をさせていただきたいと思っております。

瀬戸川理事長以下3名の方々、私もこの地震の真っ最中は市内に飲食に行ったことはありませんけども、余震がある程度おさまるところから各居酒屋さん、そしてまたそのスナック等のママさんたちからお電話がありですね、なかなか市内は閑古鳥が鳴くという状況で、またいっちゃん来ぬなということで、大変御指摘をされて、理由についても説明しながらですね、その後、1週間ぶっ続け、本町に居酒屋さん、そしてまたアーケード街以外のスナックにも行ってまいりました。

その店主なり、そしてママさんあたりの意見というのは、このとおりです。切実な思いで瀬戸川理事長のこの陳情、外3名の方々の陳情、私もこのような意見をたくさん聞きました。どうにかやってほしいということで、よろしければ市役所ば、アーケード街の中につくってくれぬだろうかという意見もありました。それはなかなか今の状況では難しいんですよという説明をして、じゃあ、そんならば、仮設の見直し等はできないのかということも言われましたし、21世紀、そしてまた鶴屋が撤退したから、白木屋さんとかがらば広場あたりも何かつくってくださいというですね、そういう意見もありました。

まさにそのとおり、市民の方々がですね、特に中心市街地の方々が、そう思っておられることを切実に受けとめて、私はこの陳情について

は賛成の立場ということで発言をさせていただきましたので、委員長、お諮りをよろしく願いしときます。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） ちょっと願意の中身がですね、ちょっとわかりかねますので、担当を呼んでいただいて——、わからぬところがですね、その空き店舗を活用しとありますが、多分、市役所の機能を一部移転するようなニュアンスかなと私は受け取っておりますが、その辺のところがよくわかりませんので。ということになれば、少し市内の空きビル等の大分お借りしてあるようでありますので、その辺の願意が少しわかりかねとります。

今、山本委員が言われた飲み屋さんとかそぎゃん話じゃなかっただろうと私は思いますばってん。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございますか。（「担当はどこか」「庁舎の事務機能を移転するとじゃなかとか。移転する話じゃなかなら、うちじゃなかばい、最初から」と呼ぶ者あり）

それでは、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

小会いたします。

（午後1時40分 小会）

（午後1時48分 本会）

○委員長（前垣信三君） それでは、本会に戻します。

古嶋委員からの執行部に対する意見を伺いたいということでもありますので、執行部から発言

を求めたいと思います。

尾崎財政課長。

○財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎でございます。お世話になります。

中心市街地のアーケードの空き店舗というを活用できないかというお話なんですけど、今、直接交渉とかはしてないんですけども、一応不動産会社とかに、ある情報から見ますと耐震基準前の分とか、あとですね、実際、借りれるところがあつたとしてもですね、それぞれに今、住基ネットとか使ってますんで、光の回線を配線したりとか、それとあとばらばらになるものですから、かなりのですね、今度は住民の方に右往左往していただくということにもなりかねませんので、ある程度、まとまった面積のビルということで、貸事務所みたいなビルはですね、今、2つほどお借りしてそちらに行くようにはなってますけども、プレハブみたいに大規模に事務所として使えるところというのは、残念ながらございませんでしたので、プレハブを建設するというふうになった経緯がございます。

以上です。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 理解をいたしましたのが、それと2番目のですね、本市のグランドデザインという、今までも活性化事業で大分やってきましたが、原因はどこかなというふうに突き詰めていきますとですね、例えばここに書いてありますように21世紀パチンコ屋の撤退、肥後銀行の移転、あるいは鶴屋の閉鎖というふうにありますけど、その辺の原因は何かかと。やっぱり少し突き詰めて考えれば、今ちょうど震災の復興、復旧に行っておりますが、よくマスコミ等に書かれているのが自助、共助、公助というのがありますが、少しその部分の自助についても努力が足らぬのじゃないかなと私自身は

考えます。

私は余り賛同をしない方でございますので、申し上げておきます。

○委員（野崎伸也君） 私は賛同する立場なんですけど、まずですよ、この1点目の仮設庁舎建設事業見直していうところがですね、一番ちょっと私も引っかかる場所なんですけれども、きょう議会ですね、本会議の冒頭ですね、質疑の中でも亀田委員から質問があって、いろんな意見が市民から出ると。この庁舎の仮庁舎の建設についてもですね。その中で、市民の意見を踏まえてですね、変える、内容を変更していけるような状況の考えはあるのかというような質問があったんですけど、そこにはなかなか回答は出とらぬだったと私は思うんですけども、今回もこういうような見直していうようなところでですね、陳情が上がってきているということと、あと今ここにですね、部長答えられたですね、岩本部長もおられますんで、そこら辺のところをちょっとその確認をしたいんですね。

で、今、空き店舗を活用した住民サービスというようなところで、そういった結構な広さのですね、ところが空き店舗がないと、そんな部署をですね、持っていてもどうもならぬとか、耐震がとれとらぬとこがあるとか、そういう話があつとですけど、多分ですね、そういうことをひっくるめてですよ、どやんか最初から検討していったのかどうかちゅうところをですね、その過程があつたのかどうかって話なんですよ。ただ、やみくもにそこに持ってこぬば、そこに一極集中させてから仮設庁舎でよかろうって話じゃですたい、何もこれからのですよ、まちづくりの活性化にもつながっていかぬじゃないですか。せつかくお金ば使うというのであれば、そういうことも考えながらですよ、検討してから、最終的にやっぱこれしかないんですってという提案であれば、そら、市民の

皆さんも何も言わっさんと思います。私たちも何も言わぬと思います。

それがですたい、まだそやんとせぬで、ただ机上の空論ですたい、何もせぬで、じゃあ、こやんしてやれば今後のまちづくりにつながっていくねって、この投資でよかじゃなかかっていうような話もあればですよ、そういったこの検討がなかったのかどうかと。

今後、先ほど言いました仮設庁舎の関係もですよ、市民から高い高いって。10月にて。10月にはできますよっていうような話ばってん、そりゃ遅かろうもんって。よそは、もう、だって、つくってからしよっどもん、業務ばって。10月に出てきたっちゃ、もう、事は終わっとたいって。そやん話しばっかですたい。しゃんとがあるけん、こうやって、こがん陳情も上がってくるわけだけんが。そやんところも踏まえて、岩本部長のですね、その執行部の考えて、変えていけるような考えがあつとこやんかを、ちょっと確認したいんですけども。

○財務部長（岩本博文君） 財務部の岩本です。

まず、プレハブ仮設庁舎を、今の北側駐車場につくるというところの検討はどうなるのかということなんですけども、一番最初考えたのはですね、本庁舎の1階にあるところは、全て窓口連携しておりますので、1階部分を全て集約することがベスト。で、それに必要な面積——ちょっと済みません、記憶ないんですが、その必要な面積をですね、確保できるというところを、まずずっと探していきました。

そういう中で、まあ、北側駐車場に行きつく前に、まずハーモニーホールですね、多目的広場も検討いたしました。ただ、多目的広場はですね、あそこにプレハブの2階建てを建てたとしても、1階の部分を集約して入り切れる面積ではありませんでした。で、その不足分を

すね、そうしたらハーモニーホールの本館の部屋を使えばどやんかなというところも検討いたしましたけれども、ハーモニーホールをまだ市役所で5年間近くも使ってしまえば、もう市民の方が使ういろんなところにまた影響も及ぼすということで、その分はどうかなというような検討もいたしまして、最終的には、やっぱり北側駐車場にそれだけの面積が確保できるからということで、北側駐車場に至ったということです。それと、10月まであと数カ月ありますけれども、ほかの県内の自治体のところは、全て随契でされております。で、随契でされております関係上、やはり単価が高くなっておりますが、八代市は入札を取り入れて、それだけの時間がかかってしまうわけなんですけれども、入札すればそれだけの、また金額のメリットが出てくるというようなところで私たちは考えているところです。

○委員（野崎伸也君） 先ほどと同じなんですよね。一番重要なところが、答えが出てないんですよ。市民の意見が上がってきてるという中で、その今の考えをですよ、少しでも変えていけるのかと。変えていくんですか、執行部はと。ここにも、陳情にも上がってとですけども、見直してというような言葉が入っております。そこば、どやんふうに酌み取ってですかというような質問をしたんですけども。

○財務部長（岩本博文君） その部分につきましては、まずはですね、やっぱりもう建てるというところで入札もかけておりますし、で、入れて、そしてまた行政組織機構、全部プレハブにはおさまってませんで、ビルのほうにも入っているところもあります。そういう中で、仕事をしていく中でですね、また何かいろいろ問題点が出てくれば、そういう検討するようなところはあるんじゃないでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 何か1階の庁舎分、前の役所ですよ、1階庁舎部分だけはどやんか

入れたいと。それはわかりますよ。そのほかの部分が必要なのかっていうのがです、根本的なところがちょっと間違っというふうに思うとですけども。まずは早く建てて、市民サービスの影響ばなくしていかなばというのが重要なんでしょう、一番の。そこに行きついてないじゃないですか、だって。全部が自分たちの、寄せればそれが楽になるとか、そういう話にしか市民の皆さんがとってないんですよ。とれてないんです。市民のほうば向いてないと思っとらすとです。市民の皆さん、困ってるんだから、早くつくってくれて。早くそこにそうしてくれていうことであればです、何も言わさんとですよ。10月までっていうのがです、本当にそこまで必要なのかっていうところなんですよ。

あと、あわせてです、さっき言うたごと、中心市街地の活性化というところでですよ、非常に重要な案件ですよ、これは。提言されとつとが。中心市街地です、空き店舗ば利用して、そやんとば部署ば入れてって。そりゃ、どやんか考えれば入れられる部署もあつとじゃなかですか。そやんとの見当がです、本当にできとつとでできとらんとかつていう話なんです。そぎやんとこ含めて、市民もこういった陳情が上がってくるって話なんです。そこはやっぱ岩本部長、ちょっと考えとってもらわんといかんかと、少し思います。

○委員（増田一喜君） 意見があつたかどうか、それ、聞かれたかどうか知りませんが、まあ、一応調査はしたちゅうことです。やっぱり耐震とかそういうのもない。だから、したということで、面積もそうなんですけれども、耐震もない。インフラちゅうんですか。パソコンなんか使うし、インターネットも使うから、その配線から何からやったり、結局、仮設を今、する計画してるよりも、それをやっていったら、幾つも分散するみたいに配置してい

ったらそれだけ期間もかかるし、費用もまた上がると思います。そしてまたですね、その商店街の中にするच्छゅうことは、耐震がなければ、本来であれば自分のところは自分でそれをきちんとやって、そしてあいてるから借りてっというんだったらいいけれども、そういう整備までするようにすれば、役所としては余分なお金を出さないけれど。何かそういうのを望んでいるようなふうにも受け取れるんですよ。こっちで貸せばそこまでやってくれるんじゃないかなと。

それともういっちょ、最後のほうにありますけど、4商店街振興組合の総意として、我々も鋭意努力していくこと、これは読み方では、1商店街だけが言ってるのかなという気がします。4商店街あれば、4商店街の総意として出てるんですかね。そこらあたりもちよっと聞いてみたいな。書いてあるけん。

○委員長（前垣信三君） 済みません、その前にちよっと委員長から確認をさせてもらいます、執行部に対して。

今、例えばこの案件がありまして、中心市街地の空き店舗を活用して、仮に可能だとした場合にですよ、その分が新しい仮庁舎の面積を減らすことにはつながるんですか。問題は、大事な部分だと思うんですよ。もう考える余地がないということであれば、この審査をする意味がなくなってきました。今ここで、じゃあ、その空き店舗を使うて何とかしてくださいということが仮庁舎の面積の減少につながるんですか。そのあたりを確認をしたいと思いますが、どうですか、執行部。可能性があるかないかですよ。ないのを審議しても何もならぬじゃないですか。可能性があるのかどうかですよ。

岩本財務部長。

○財務部長（岩本博文君） 今の状況で申し上げますと、全て、もう仮設プレハブと民間のビルに、要は入れ込んでしまうというような計画

でおさまっていますので、新たに空き店舗を活用するということまでの組織を出すというような検討は今はいたしておりません。

○委員長（前垣信三君） いや、いたしていませんではなくて、仮に耐震基準が大丈夫だという話になったとき、で、それは、その部分を使うてもこれから建てる仮庁舎の面積を少なくできるのかどうかなんですよ。できなかったら、審査しても何もならぬとだけん。

あなたが、できぬならできぬとか、でくっという話なんです。

岩本部長。

○財務部長（岩本博文君） 予算執行、専決分で執行し、入札をかけて、もう既に契約まで至っておりますので、この分はもう、という状況です。

○委員（成松由紀夫君） ちよっとですね、この文言が、まあ、いろいろ複雑で、実際のところ、仮設庁舎の事業見直しとか、上には中心市街地の活性化に向けた早急な取り組み、コンパクトシティ含めて、だから集中型だよとか、それぞれ受けとめ方がこの文言についてはやっぱり複雑だと思うんですよ。だから、これはぜひ、もう継続でよろしくをお願いします。

○委員（亀田英雄君） 北側駐車場の活用というとば、私はとても心配しよっですよ。結局あそこに、大きなプレハブ施設ばつくっじやなかですか。で、多くの市民がそこに行かんばんごとなっですよ。今度は解体工事が始まる、建設工事が始まる。で、工事現場の横で、そこに寄ってこんばんごた状況ば行政がつくり出すच्छゅうことですよ。だけん、なるたけ小さくてしたほうが、そりゃ、よかつじやなかるうかていう気もしますとですよ。で、そこに、工事がずっあつですよ、5年間。そこに寄ってきなっせつということば、今、行政がしようてすつですよ。そこでもし事故があったりですよ、する可能性だつあるわけですよ。

そんなことにも鑑みる必要があるんじゃないかなろうかって思うとですよ。専決だけじゃあからんもんっていう話じゃなくてですたい。その余地を持っていただきたいという話だろうと思うとです。

で、そういう意味で、さっき質問したんですが答えが得られぬだったもんですけん。あそこで事故が起きる可能性だってあつですよ。もうずっと5年間、工事があそこであつとですけん。そこに市民ば寄せるって話ですけん。というふうに思います。

賛成です。

○委員（山本幸廣君） まずはこの総額の8億1000万というのは、これはみんなが専決をしたから専決なんで、私たちは専決を認めたわけですね。専決の前には私たちは何も知らなかったんですよ。だから、3000平米をですね、8億何千万も北側につくるといのは。そこが問題。それはどうするかで。人の話を、うわさがずっと立ちましてね、じゃあ、鏡、千町に配置しとる部署についてもプレハブに、そこに一極集中するんだという。それからがおかしいんじゃないかてなってきたわけなんですよ、私の考え、一人ですよ。

で、一番問題はそこなんですよ、大体は。そこで以前に、特別委員会なりいろんところに御相談が。どぎゃん専決であろうが相談するのは当たり前なんですよ。じゃあ、そら独裁者なんです、はっきりいつてから、私から言わせれば。そういうふうになってくるんですよ。あとは市民の方々が判断しますよ、ですね。私たちはこの陳情については、やはり4理事長の方々が陳情を出されとるんですよ。切実な思いですよ。私は、この内容等について何の不服もありません。ぜひとも、これ、委員長、採決してください。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（村上光則君） 私も皆さんも思うことは一緒でしょうばってんが、やっぱり今の本町商店街を眺めてみてですよ、寂しい思いしとつとは、もう皆さん御存じだろうと思いますが、せっかくこうして陳情を出してですね、どうにか私たちもしてやらんばんなという思いはありませんか。執行部のほうも、どんなですか。やっぱり少し分けてでもですよ、あそこに部署を持っていくとか、そういう取り計らいもですね、やっぱりせんといかんとじゃなかですか。私は、どうもこれは大賛成です。

以上です。（「委員長採決。もうよかばい」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは、採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を認めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手多数と認め、本件は採択することに決しました。

増田委員。

○委員（増田一喜君） これも少数意見として留保の手続きとっていただきたいんですけど、継続していただきたいのと分かれるようなもんだから。

○委員長（前垣信三君） ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) 増田委員からただいまの判決に一部——。「留保、少数意見で」と呼ぶ者あり)

済みません。ただいま、増田委員から少数意見を留保したいとの申し出がありました。留保には1人以上の賛成者を必要といたします。

増田委員の少数意見留保に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前垣信三君) 賛成者1人以上でありますので、増田委員の意見は少数意見として留保されました。また、少数意見報告書は速やかに委員長を経て議長に提出願います。

ただいま採択と決しました陳情1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過、並びに結果について、報告を求めることといたしたいが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) 異議なしと認め、そのように決しました。

◎陳情第9号・鏡支所等の存続と活性化について

◎陳情第10号・新庁舎建設における鏡支所等の活性化について

◎陳情第11号・鏡支所の活性化について

◎陳情第12号・鏡支所の活性化について

◎陳情第13号・鏡支所の活性化について

◎陳情第14号・鏡支所の活性化について

○委員長(前垣信三君) 次に、陳情第9号・鏡支所等の存続と活性化について、陳情第10号・新庁舎建設における鏡支所等の活性化について、陳情第11号・鏡支所の活性化について、陳情第12号・鏡支所の活性化について、陳情第13号・鏡支所の活性化について及び陳情第14号・鏡支所の活性化についての6件については、関連がありますので、本6件を一括

議題として、採決については個々にて行いたいと思います。

要旨は文書表のとおりであります。念のために書記に朗読いたさせます。

(書記朗読)

○委員(成松由紀夫君) 委員長、ちょっとよろしいですか。あとは全部文言一緒でしょう。全く一緒ですよ。だから、もうよろしいんじゃないですか。

○委員長(前垣信三君) いや、執行部にちょっと確認。一緒かな。陳情者だけ……。以下同文でよか」と呼ぶ者あり)

(書記朗読)

○委員長(前垣信三君) 陳情第9号から第14号までについて、御意見等はありませんか。成松委員。

○委員(成松由紀夫君) 一つお尋ねですが、11から14までが同文なので、これは何か署名的であれなんですけど、普通、連名か何かですべきじゃなかったですかね。事務方、これはどういう取り扱いになるんですかね。ばらばら、こやんことしよったらちょっと。全く同文だからね、連名すればいいことだけじゃないんですか、これ。どうなんですかね。

○委員長(前垣信三君) 基本的にはおっしゃる内容のとおりだと思いますが、どういった形で個々にお出しになったのかは、御本人さんの確認をしておりますので、委員会の審議としては同じ内容ですから、そのあたりを含んで審議をいただければと思います。おっしゃるとおりです。(委員成松由紀夫君「取り扱いは」と呼ぶ) 取り扱いは、同じものが出るとるから連名にしないという決まりがあるんですか。

増田係長。

○議会事務局副主幹兼議事調査係長(増田智郁君) 議会事務局の増田です。

11号から14号までお持ちになられたときの受付の内容を若干お話をさせていただきたい

と思います。

実際、私のほうで受け付けはしてないんですが、一応事務局内での連絡で把握している分をお話しをさせていただきます。

まず、11号から14号までまとめてお持ちになられたと。まあ、ある方がお持ちになられたということでごさいます、特段、まとめてお持ちになられるのは構いません。市内の方でするので全然問題ありません。で、内容について、事務局としては、見させていただきまして、先ほど同文ということでごさいましたので、こちらは連名じゃないんですかというようなことで、一旦お話しさせていただいたんですが、出された方たちが、いや、一人は一人なんで、——特段、同じ内容であっても1人1枚ずつ出されても要件がそろっとればうちは受理をせざるを得ませんので、受理をさせていただいております。ただ、余りにも一言一句同じだったもんですから、事務的に、これは連名にされたほうがいいのではなかですかというようなお話もさせていただいた経緯もありますが、いや、一人ずつ出すということでおっしゃられる限りはですね、もう受理せざるを得ませんので、受理をしたというような経緯でごさいます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 千丁、鏡支所の活性化についてはですね、異論はないんですが、ただこれ、9号から14号まで見ると鏡町は住民投票までしてなし得た新生八代市とかですね、かつての鏡町役場時代の活況と躍動、活況と躍動で、もう中身はですね、どうも同じような内容で文言まで一緒ですね。ちょっと政治的、何か背景が見受けられるところもあるので、ちょっと継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませぬか。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 先ほども千丁町から出た分もそうなんですが、分散によって支所が地域の活性化になるというか、全てそれというのは、もう私はそう受け取れるんですね。本当の地域づくりっていうのは分散がどうのこうじゃなくて、ちゃんとした支所機能があって、そこからすれば地域づくりとは、私はできるという、そういう持論があるんですが、今回のこれについては、もうちょっと何ていいますか、ちゃんとした企画とそれぞれの支所の分野で支所機能はこうあるべきだ、地域づくりはこうあるべきだっていうですね、その辺のもうちょっとすみ分けというのが、私はこの中では必要になってくるんじゃないかなっていう、そういう思いがいたしております。

だから、私は、まだこれは継続によって、もうちょっと深く、何ていうかな、総務委員会とともに分けて議論すべきだって、そういう思いがしていますので継続にさせていただきたいと思っております。

○委員（山本幸廣君） 陳情でありますので、その陳情者のその方に対しては、やはり私たちは評価をしなければいけないと。この内容等を見ながらですね。

それは意図として言われるのは、やはりリスク分散というのは大事じゃないかということなんです。

これはなぜかといいますと、益城町は当時、あそこはもう分散するところがなかったんですね。ですから、早急にプレハブの仮庁舎を設置をしたという状況であります。そういうことで、今回、八代市の場合にはこれだけの6弱、5強、そしてまたきょう5弱でしたけども、何回となく大きな地震がですね、来た中で、本庁があのような状況になりまして、すぐやはり鏡支所と千丁支所があったこそですね、市民サービスというのは、今、しっかりしたサービスができるとするのは、私は、それは市長の判断

というのは間違えなかったんじゃないだろうかと思えます。

そういう中で、今までの流れの中で、合併してからですね、その合併の効果等も含めた中で、今、本当に分散をさせていただいたから活気が出てきたとか、やはり本当に合併してよかったとか、そういう意見の趣旨でありますので、私はこの陳情については賛成をしたいと思いますので、委員長の採決を進めていただければと思います。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 継続審査を求める意見と、採択を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情について、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情6件については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 挙手多数と認め、本件は採択することに決しました。

○委員長（前垣信三君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今回の陳情も、私が先ほど申しましたが、この意見を少数意見として留保したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（前垣信三君） ただいま橋本委員から少数意見を留保したいとの申し出がありまし

たが、留保には1人以上の賛成者を必要といたします。

橋本委員の少数意見留保に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前垣信三君） 賛成者1人以上でありましたので、橋本委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書は速やかに委員長を経て議長に提出願います。

ただいま採択といたしました陳情6件についてはこれを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 異議なしと認め、そのように決しました。

訂正をいたします。今、6件分をまとめて採択をいたしましたので、ただいま採択といたしました陳情1件と申し上げましたが、陳情6件について、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 異議なしと認めそのように決しました。

小会いたします。

（午後2時27分 小会）

（午後2時31分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

審議の冒頭に私が陳情第9号から陳情第14号の6件については、関連がありますので、本6件を一括議題とし、採決については個々に行いますと申し上げましたが、審議の経過の中で、皆さん方の同意を得て一括採決といたしました。おわびをして訂正をしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) ありがとうございますました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) 異議なしと認め、そのように決しました。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

○委員長(前垣信三君) 次に、特定事件であります新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本件について何かありませんか。

○委員(古嶋津義君) 手元においてあったですたい。あれは説明はなかですか。

○委員長(前垣信三君) 御一読くださいということですか。

○委員(古嶋津義君) そうですか。よくわかりました。

以上です。

○委員長(前垣信三君) 以上で、新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査及び陳情1件については、なお審査及び調査を必要とすると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、新庁舎建設に関する特別委員会を散会いたします。

(午後2時33分 散会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年6月13日

新庁舎建設に関する特別委員会

委員長